法令順守及び国際規範の尊重方針

1. 目的

武野産商株式会社（以下「当社」という。）は、法令の遵守を企業活動の基本とするとともに、国際社会で広く認められている規範を尊重し、公正かつ誠実な事業活動を通じて社会の持続的な発展に貢献します。

2. 基本方針

当社は、事業活動を行うにあたり、関係する法令、条例、規則及び社内規程を遵守するとともに、以下の国際規範の理念を尊重します。

・国際連合「世界人権宣言」
・国際連合「ビジネスと人権に関する指導原則」
・国際労働機関（ILO）の中核的労働基準
・国際的な環境保全の取組みに関する原則
・公正な競争及び腐敗防止に関する国際的な規範

3. 行動原則

当社は以下の事項を実践します。

Ⅰ　法令等の遵守

事業活動に関係する法令、行政上の指導、業界ルール及び社内規程を遵守し、社会的良識に基づいて行動します。

Ⅱ　人権の尊重

すべての人の人格及び人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、障害、宗教、性的指向その他の理由による差別やハラスメントを認めません。

Ⅲ　公正な取引の推進

顧客、仕入先、協力会社その他すべての取引先との関係において、公正かつ透明性の高い取引を行います。

Ⅳ　腐敗防止

贈収賄、不適切な利益供与、談合その他の不正行為を行わず、健全な企業活動を維持します。

Ⅴ　環境への配慮

　環境関連法令を遵守し、省資源、省エネルギー及び環境負荷低減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

Ⅵ　情報管理

　個人情報及び取引先情報を適切に管理し、情報セキュリティの確保に努めます。

Ⅶ　通報及び是正

　法令違反又は本方針に反する行為を認識した場合は速やかに報告し、必要な是正措置及び再発防止措置を講じます。

適用範囲

本方針は、当社の役員及び従業員に適用します。

以上

2026年9月1日　制定